

平成 25 年度第 2 回二宮町下水道運営審議会会議録

日時 平成 26 年 2 月 18 日(火) 午後 2 時から午後 3 時 30 分
場所 二宮町役場第 1 会議室
出席者 井上良光会長、添田孝司委員、黒木勇委員、西ヶ谷孝之委員、松尾武保委員、添田米美委員、村田耕一郎委員、石山明美委員、市来裕子委員
欠席者 笠原俊男委員、岩倉正枝委員
事務局 都市経済部長、下水道課長、業務班主幹、工務班副技幹、業務班主査
傍聴者 1 名

司 会：こんにちは。定刻前ですけれども、皆さんお揃いになりましたので、平成 25 年度第 2 回二宮町下水道運営審議会を開催させていただきます。私は、本日の司会を担当します下水道課長の高橋と申します。よろしくお願いたします。お手元にあります、次第にしたがって進めさせていただきます。初めに、井上会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長：皆さん、こんにちは。皆様方には大変ご多用の中、ご苦勞様でございます。先週末の大雪で首都圏の被害状況は大変なことだと思っております。これからは、このような被害を防止できる都市整備を進めていかなければならないと思います。今年度最後の審議会になりますが、よろしくお願いたします。

司 会：ありがとうございました。これより会議を始めさせていただきます。本日の出席委員は、定数 11 名中 9 名の方に出席をいただいておりますので、審議会条例第 7 条第 2 項の規定により審議会が成立していることをご報告させていただきます。なお、審議会条例第 7 条の規定により会長が議長となることとなっておりますので、議事の進行につきましては、井上会長にお願いしたいと思っております、それでは、井上会長お願いいたします。

会 長：それでは、座って進めさせていただきます。まず、審議会の公開についてですが、当審議会は原則公開となっております。本日の審議内容は、公開して問題があるものではないと思われませんが、如何でしょうか。

委 員：異議なし。

会 長：異議なしと認めます。それでは本日の会につきましては公開とさせていただきます。傍聴希望の方がおられるようでしたら入場をお願いします。

司 会：それでは、傍聴者の確認をさせていただきますので、しばらくお待ちいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

傍聴者はおりませんので、このまま進行させていただきたいと思っております。

議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。まず、資料 1 「下水道事業の経

営状況について」といたしまして、ホチキスで止められた A4 が 2 枚、資料 2 「料金改定に伴う影響額について」 A4 が 1 枚。資料 3 といたしまして、同じく A4 が 1 枚の「年間有収水量・使用料収入の推移」となっておりますけれども、不足分はありませんでしょうか。

ないようですので、このまま進めさせていただきます。それでは、議事進行を井上会長お願いいたします。

会 長：はい、それでは、議案に基づきまして、審議に入りたいと思います。まず、議題 1 の二宮町下水道事業概要等について、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、資料について説明をさせていただきます。まず初めに、資料 1 「下水道事業の経営状況について」をご覧くださいと思います。

司 会：傍聴者が 1 名おられますが、入場していただいてよろしいでしょうか。再度お諮りいたします。

委 員：異議なし。

司 会：引き続き、よろしくお願いします。

会 長：それでは、議事に入ります。議題 1 の「二宮町下水道事業の概要等について」、事務局より説明をお願いします。

事務局：資料について説明させていただきます。資料 1 「下水道事業の経営状況について」をご覧くださいと思います。

まず、1 番の最近 5 年間の下水道事業特別会計決算額の推移でございます。これは、最近 5 年間の歳入歳出決算額をグラフ化したものでして、グラフの左側が歳入の総額、右側が歳出の総額となります。平成 24 年度の決算額におきましては、歳入で 8 億 3,528 万 2 千円に対し、歳出額は 8 億 1,615 万 8 千円となっております。

次に、下の表 2 番、平成 24 年度決算の科目別収支の状況です。中段の表が歳入となります。

1 番の分担金及び負担金は、下水道の整備に係る分担金と受益者負担金でして、平成 24 年度の決算額は、3,492 万 4 千円で前年に対しまして、817 万 3 千円、30.6% の増となっております。要因につきましては、下水道整備に伴います賦課地域の拡大によるものです。

2 番の使用料及び手数料につきましては、下水道使用料と排水設備責任技術者、排水設備指定工事店の登録手数料等に係る手数料でして、平成 24 年度は、2 億 1,651 万 3 千円で前年に比べ、3,347 万 8 千円、18.3% の増となっております。使用料における料金改定や新規の接続が、大きな要因となっております。

3 番目、国庫支出金です。これは、工事に係る補助金でして、平成 24 年度は 7,070 万円、前年に比べまして、1,930 万円、21.4% の減です。

4の繰入金については、一般会計から繰入れている額でして、平成24年度は、3億4,303万8千円で前年の繰入額に対し、91万4千円、0.3%の増となっております。

5の繰越金については、平成23年度の歳入歳出決算額の差額を繰入れたものでして、平成24年度の繰越額は、1,770万7千円で、前年に対し、681万7千円、27.8%の減です。

6の諸収入です。平成23年度に消費税の還付がありましたが、平成24年度には、還付がありませんでしたので、減となります。

7の町債につきましては、下水道の建設等に要する費用に充てるために起債した地方債でして、平成24年度は、1億5,240万円で、工事費が減少したため前年に比べまして、1,470万円、8.8%の減となっております。

歳入における決算額は、8億3,528万2千円で、平成23年度に対し、172万9千円、0.2%の増となっております。

次に下の表、歳出でございます。

1の総務費は、一般経費、下水道運営経費、施設管理費の合計額で、平成24年度の決算額は、1億7,307万9千円で前年に対し、938万円、5.7%の増となっております。

一般経費につきましては、下水道課の職員の給与手当等で、平成24年度の決算額は、5,601万1千円で前年に対し、252万7千円、4.3%の減となっています。

下水道運営経費につきましては、受益者負担金、下水道使用料の賦課徴収及び下水道事業の普及促進に係る経費でして、平成24年度は、2,048万円、前年に対し、420万円、25.8%の増となります。要因につきましては、平成23年度下水道使用料に伴う消費税が大きく増えたことによるものです。

施設管理費につきましては、下水道施設の維持管理に係る経費でして、管渠維持管理工事費と酒匂川流域下水道維持管理負担金の増により、平成24年度決算額は、9,658万8千円で、前年に対しまして、770万7千円、8.7%の増となります。

2の事業費につきましては、公共下水道整備事業、酒匂川流域下水道事業建設負担金の合計額で平成24年度決算額は、1億8,692万3千円で前年に比べまして2,934万円、13.6%の減です。

下水道整備事業につきましては、汚水幹線及び枝線、雨水対策工事に係る経費でして、1億7,884万円、前年に対し、2,605万5千円、12.7%の減となりました。減の主な原因といたしましては、汚水枝線工事等の減によるものです。酒匂川流域下水道事業建設負担金につきましては、酒匂川流域下水道の建設等に係る費用を流域関係市町で有収水量の割合に応じて負担するものでして、平成24年度は、808万3千円で、前年に対しまして、328万5千円、28.9%の減となっております。

3の公債費につきましては、工事の費用に充てるために借入れました起債の償還元金及び利子で、元金の据置期間終了に伴い、増となったものです。平成24年度は、

4億5,615万6千円で、前年に対しまして、2,027万2千円、4.7%の増となります。

歳出の決算額につきましては、8億1,615万8千円で平成23年度に対し、31万円の微増です。

次に2ページ目をご覧くださいと思います。

この円グラフにつきましては、前ページにあります歳入歳出額を科目別に円グラフにしたものです。歳入におきましては、負担金や使用料、手数料の収入で前年の25%から30%と増えておりますが、依然として一般会計からの繰入金で41%と歳入の中の半数近くを占めています。

歳出におきましては、事業費の減少は見られるものの、元金及び利子の償還金である公債費の比率が、56%と依然として半分以上を占めている状況です。

次の4番、人口普及率、水洗化(接続)率の推移です。

行政人口につきましては、町の総人口です。処理区域内人口につきましては、下水道を使用できる区域内の人口、水洗化人口につきましては、処理区域内で下水道に接続している人口となります。人口普及率につきましては、町全体で下水道がどれくらい普及しているかの割合でして、処理区域内人口を行政人口で割ったもので、平成24年度末で79.8%となっております。なお、県下全域での普及率は96.1%、町村の平均では76.8%となっております。

水洗化(接続)率は、処理区域内で接続している人口を処理区域内人口で割ったものと接続している人口を行政人口で割ったものを表示しております。前者につきましては、処理区域内での水洗化の割合で、平成24年度末72.6%、後者につきましては、町全体で水洗化している割合で、平成24年度末で58%となっております。

下の表につきましては、下水道使用料の徴収状況です。

調定額につきましては、使用料が確定した金額で、納入されるべき金額です。収入済額につきましては、調定額、使用料確定額のうち、出納整理期間5月末までに納付された金額で、収入未済額は5月までに納付がされなかった金額となっております。

平成24年度の調定額合計は、2億2,061万円で、そのうち5月末までに納付された額は、約2億1,617万円です。

収入未済額につきましては、433万円となっております。

前年に比べますと、調定額は、約3,486万円、収入額で3,365万円、収入未済額で約122万円の増となっております。

収入未済額が多い理由としましては、下水道使用料につきまして、上下水道料金一括納付制度により、水道局に委託しており、年度末の検針に係る使用料が一度水道局に納付された後、町に納付されることになり、出納整理期間中5月末までに納付が間に合わないため、翌年度の繰越分となってしまいます。

また、不納欠損額につきましては、使用者が転出等により所在不明となり、時効

を迎えたために徴収できなかったものです。時効につきましては、納付期限の翌日から起算して5年間となります。

資料1につきましては以上です。

会 長：ただいま事務局より資料1につきまして説明をいただきました。これについて、意見なり、質問がありましたらお願いします。

委 員：まず、1ページ目の歳出のところで、一般経費が、250万ばかり減となっています。これは経費節減をやったのでしょうか。例えば、人件費を削減したとか、職員数が減らされたとか。

事務局：そうですね、職員の給与の減が主な理由です。

委 員：人数を削減しているのか、率で削減しているのですか。

事務局：人事異動により給与が違いますと、給与ベースが違いますので、これが大きな理由です。給与が減額されているということではないです。

委 員：人の出入りとか、そういうのですか。

事務局：そうですね。そのために、人件費とか大分下がってきています。

委 員：もう一つ、すみません。2ページ目のところで、水洗化接続率(処理区域内)が72.6%なのですけれど、これはおそらく、限りなく100%になっていった方が、施設整備されたところが有効に活用されているという事なのでしょうけれども、これを少しでも上げようとする努力とか、どのようなことをされているのでしょうか。

事務局：今年はまだやっていないのですが、過去3年間に、未接続世帯に戸別訪問をかけています。接続にご協力していただきたいという事で歩いているのですけれども、経済状況とかそういうことでなかなかご協力を得られないというのが実情です。

また、多量排水者に対して接続を集中的にお願いしています。

委 員：補助制度とかありますか。

事務局：あります。供用開始からの年数により、工事費の何%かを奨励金として交付する制度とか、融資あっせんと言いまして銀行から借り入れた金額の利子を町で負担する補助制度があります。

そのことを接続勧奨に行った時に説明しながら、なるべく個人の負担にならないように接続していただきたいという事でご案内しております。

委 員：一人暮らしの高齢者の方はなかなかね。経済的な問題もあって厳しいと思いますが、引き続き努力をお願いします。

委 員：一つだけお伺いさせていただきたい。事務担当者として、下水道の運営審議会委員に対して、言葉で訴えかけるものは何か無いでしょうか。この部分を皆さんに理解してほしいとか。数字だけはちょっと見れば分かるのですけれども、何か訴えかけるものがあってほしいと思います。

事務局：次の資料2でご説明させていただきたいと思いますが、資料1の2を見て

いただきますと、先ほどご説明させていただきましたように、公債費、借金を返す額が多い。歳入は、一般会計からの繰入金で補っているという事なので、歳入の方の使用料及び手数料を先ほどの接続勧奨等を通じて、なるべく増やしていきたいと考えております。

独立会計でやっておりますので、独立採算でやるのが原則です。まだ、そこまでいってはいないというところを頭の隅にでも入れておいていただきたいと思います。

委員：単純な話なのですが、下水道使用料が上がることによって繰入金が減るのではないかなと思っていたのです。繰入金を減らすのが一つの目的ですが、逆に増えているのですが、そのところどうなのでしょう。

事務局：それはまた、資料3のところでも詳しくご説明をさせていただきたいと思います。

公債費の返還が多くなってきているという事で、もし平成24年度に使用料の改定をさせていただかなかつたならば、更に一般会計の負担が多くなっていただろうという事で、ご理解をお願いいたします。

委員：了解いたしました。

委員：先ほどのお話にありました2ページの水洗化の普及率なのですが、人口普及率が上がっていて、水洗化普及率が70%ちょっとで横並びなので、増えてはいると思うのですが、これは大きな費用負担というのは敷地内の工事費になるわけですね。やっぱり、お伺いしていると、平均で30万円から40万円、高いと70万円、80万円。この金額というのはかなりの金額だと思うのですが、これは適正な金額なのでしょう。というか、私、分からないのですが、敷地のところから公道のところまでの間を引くだけの工事です。で、平均で30万円、40万円、私の知人のところでは90万円。敷地の、私有地が大きければ、高くなると思うのですが、かなり高いように思うのです。これ公共事業なので、もう少し値段とか普及率を上げるためにも見直しというのはできないのでしょうか。これは業者任せなのでしょうか。

事務局：町の指定工事店でないと工事ができないようになっておりますので、当然一定のルールの下でやっております。極端に費用が掛かるとか、そういう事は無いと思います。

ただ、その方の工事の状況ですね、例えば木が植えられているとか、掘削して大きく穴を開けなければいけないとか、そういう状況によって値段の幅はどうしても出てくるものです。確かに負担が大きいので、何とかそれを軽減するために先ほど申しあげました融資や奨励金を出させていただいております。

委員：もしこの工事ができたとすれば、自分のところで個人の浄化槽をつけるのと、町の公共下水道をやるのと、費用はあまり変わらないのでしょうか。

時々点検したり、色々あると思うのですが、そういう運営費用と、公共

の下水道の接続した場合の年間の使用料、水道の使用量に見合う金額を払いますが、金額はどのくらいでしょうか。

事務局：合併浄化槽の設置費が、今だいたい、一基 100 万円くらい円掛かると聞いております。接続する費用は、そんなに掛かりませんので、下水道の方がそういう面では安いと思います。

それから、維持管理費ですけれども、これも使用量とか使い方とかメンテナンスによって大分違いますので、一概に言えません。皆さん、きちんと管理しています、と言っておりますが、法定検査や保守点検を受けていないために安いと感じられているのではないかと思います。試算のやり方によって違いますが、概ね使用料の方が安いという結論が出ておりますので、まだ使用料の方が安いと考えております。

委員：つないでしまえば、そちらの方が恒久的には安上がりだと。

事務局：はい。それから、臭いとか衛生面でも良いと思います。

委員：施設管理費にあたるかどうかよく分からないのですが、管渠の中の汚れの付着状況について。

事務局：それは公共下水道の管渠の汚れとか、そういう状況ですか。

委員：そうです。

事務局：現況ですと、二宮町は、平成になってから下水道整備を行っており、設置してからの年数が浅いので、詰まったりして下水道が溢れたという事例は無いです。具体的にはそういった管の清掃とかそういったことをやってはいない状況です。

委員：管の清掃等ではなくて、いわゆる、全部とは言わないけれども、特定のところを決めておいて、様子を把握しているかどうかです。

事務局：そこまでは、やっております。

会長：他にありませんか。無いようでしたら、資料2について説明をお願いします。

事務局：続きまして、資料2を説明させていただきます。

資料2「使用料改定に伴う影響額について」をご覧いただきたいと思います。使用料の改定につきましては、当審議会でも慎重なるご審議をいただきまして、平成24年度に使用料を改定しました。使用料の改定を行わなかった場合と比較して、どれくらい増額になったかを計算したものです。

まず1枚目の表ですけれども、これには各年度分の使用量の確定額、これは現年分になります。それと収納額及び収納額を確定額で除した収納率、年間有収水量及び使用料確定額を年間有収水量で除した1 m³当たりの使用料単価を年度別に記載しております。

影響額の計算方法ですけれども、まず、使用料を改訂しなかったと仮定した場合の額を算出しまして、それを平成24年度の収入総額から引いて、算出しております。計算としましては、平成24年度の有収水量ですけれども、174万6,433 m³でした。

それに平成 22 年度と平成 23 年度、単価は使用料改定しておりませんので、この単価の平均、使用料単価の平均を使いまして、使用料単価は 108.5 円になります。これに平成 24 年度の現年の収納率 98.1%を掛けまして、1 億 8,580 万 2,046 円という改定しなかった場合の仮定の金額を出しております。その金額を平成 24 年度実際に収納された 2 億 1,325 万 7,558 円から引きまして、残った金額の 2,745 万 5,512 円が影響額になってございます。

平成 24 年度の有収水量から平成 23 年度の有収水量を引いた数字に先ほどの平均単価をかけて収納率を掛けた数字、これが、新規接続等による増額分と推計しております。その額につきましては 586 万 8,974 円という数字です。先ほども言いましたように、料金改定を行わなかった場合に比べて、約 2,745 万 5 千円余りの増収が見込まれたという事です。以上です。

続きまして、資料 3 の説明をさせていただきます。最上段の表につきましては、使用料の対象となります年間有収水量と使用料の推移、収入の推移を表にしたものです。有収水量につきましては水道使用量の対象となる水量、一般的には水道使用量でして、平成 24 年度の有収水量は 174 万 6,433 m³、使用料収入につきましては 2 億 1,617 万円強となっております。その下の表につきましては、公営企業決算状況調査、いわゆる決算統計を基にした使用料対象経費の推移です。使用料対象経費の内、直接経費の管渠費につきましては、既設管の維持管理に関する経費でして、ポンプ場費、処理場費につきましては、所有する施設がありませんので、0 となっております。間接経費の業務費につきましては、下水道使用料徴収業務に要する経費で、人件費ですとか、前年度の下水道使用料に係る消費税等です。消費税の額により、前年度から増額となっております。下水道維持管理負担金につきましては、流域下水道、これは県関連になりますけれども、施設、ポンプ場や処理場の維持管理費を流域下水道に接続している市町が流入量、有収水量に応じた負担をするもので、有収水量が増えたため、増額となっております。

地方債元金償還金、利子償還費につきましては、地方債の元金償還金及び利子償還費のうち、使用料の対象となる部分の償還金に係る経費でして、使用料収入を維持管理経費の直接的経費、間接的経費の順に充当していくために、償還元金が減となり、一方、利子につきましては、繰出し基準に基づく額が減となったために、使用料対象経費としての利子は、増となったものです。

その下の表につきましては、使用料収入と対象経費の差額でして、本来使用料対象経費につきましては、使用料収入で賄うべきものでありますけれども、平成 24 年度は 1 億 1,700 万円余り不足があります。

次に 4 の表です。4 の表につきましては、使用料単価、汚水処理原価経費回収率の推移を記載しております。使用料単価につきましては、使用料、実際に納付された使用料の総計を年間有収水量で割ったもので、汚水 1 m³当たり使用料をいくら徴

収しているかを表しているものです。平成24年度につきましては、使用料改定につきまして、124円となり、改定前に比べ、1 m³当たり、16円の増となっております。

汚水処理原価につきましては、1 m³の汚水を処理するのに要する平均費用で、使用料の対象費を年間有収水量で割ったもので、使用料改定によりまして、平成24年度は191円、前年度の220円に比べまして、29円安くなっております。経費回収率につきましては、汚水処理に要する費用を使用料によって回収できている割合で、平成24年度は、64.9%になりまして、前年度に比べ、15.8%の増となっています。

なお、使用料単価につきましては、総務省から使用料単価150円、家庭使用料につきまして、月に20 m³で3,000円に引き上げるべきであるという事が示されております。この使用料単価150円を今の平成24年度の有収水量、それから、使用料対象経費の水準で当てはめて計算しますと、使用料単価150円とした場合、経費回収率は、78.5%となります。

最後に参考といたしまして、町からの繰入金推移を最下段の表に表示しております。本来、使用料対象経費につきましては、使用料収入で賄うべきものですが、先ほどご説明いたしましたが、平成24年度においては、1億1,700万円余りが、不足しているため、一般会計からの繰入金を充当している状況です。残りの額につきましては、人件費や公債費の内、使用料対象経費に按分された以外の額、それから、使用料対象経費に当たらない経費に充当しております。

それともう一点、使用料単価の関係ですけれども、先ほど資料2で説明いたしました使用料単価とこちらの使用料単価は若干数字が違っております。これにつきましては、1 m³当たりの単価となる対象の収入金額が違うためです。先ほどのものにつきましては、現年分で計算したもので、こちらの108円につきましては、使用料収入の合計、現年分と滞納分を合わせた額で計算をいたしておりますので、単価は多少違っております。

簡単ですけれども、説明は、以上で終わらせていただきます。

会 長：ただいま、資料2、資料3、合せて説明をしていただきました。質問やご意見ございましたら、お願いします。

委 員：資料2の方の3番の影響額についてなのですが、これは料金改定に伴って、影響額として2,745万円増えているという計算になっていますが、これは、料金改定を検討する時の想定と比べてどうですか。上回っているのか、下回っているのか。やはり、想定ってやるでしょう。その辺はどうですか。

事務局：20.4%という事で、改定をさせていただきました。その時の目標がですね、使用料単価で130円。124円となっておりますが、これは、改定が7月からという事で、全部反映されていないという事でこういう数字になっているのですけれども、概ね想定範囲になっていると思います。

委 員：概ね目標にはいっているという事ですが、単価改定が、平成24年の7月からです

か。そうすると、4、5、6月は旧単価という中で、先ほどもちょっと、意見があったけれども、一般会計からの繰入金が増、平成21年度から比べると、少しずつ増えている中で、これはできるだけ減らすということで、平成25年度は、新単価で1年間泳がせていて、繰入金は、少しでも減る方向になるのですかね。その辺はまだ何とも言えないと思うのですけれども、おそらく事務局としては、少しでも減らしていきたいというのが、思いだと思うのですが。

事務局：そうですね。抑制っていうのでしょうか、そういうことで、進めています。

委員：使用単価を改定することによって繰入を少しでも減らしていこうという、そういう風な意識はありますか。

事務局：そういう風に行きたいと思ったのですけれども、整備工事もやっておりますし、それから返済金も多くなっているという事で、できるだけ抑制するという事で進めてまいりました。もう少し上げることも考えたのですけれども、なかなか負担が大きき現状では難しいという事で、審議委員会、答申会で……。

委員：130円にしたと。

事務局：はい。今の単価の関係なのですが、確定はしていないのですけれども、一応、平成25年度の状況の中で使用料単価は大体130円から131円くらいになるという見込がでております。以上です。

委員：下水道使用料単価の今後の見通しというのはどうなのでしょう。上がる一方の方向なのでしょう。あるいは、例えば、これはまた色々事情があると思うのでしょうか。隣の平塚市あたりと比較してどのような金額となっているのでしょうか。

事務局：他市町村との比較というのは、難しいですね。整備が終わっているとか、山間地が多いとか、ありますので。二宮町と違うのですけれども、平塚市はほぼ完了していて、確か、平塚市の方が使用料単価は安いと思います。ただ、一人当たりの一般会計の繰入金は二宮町よりも多いです。

委員：そうすると、今後の見通しはどうなるのでしょうか。二宮町としては、今、130円とか131円とか話がありましたけれども、将来、例えば、5年先とか、繰入金との関係もあるのでしょうか、やっぱり、上がる方向ですか。

事務局：そうですね、一旦工事が落ち着きますと、工事の財源とした公債費は減っていきます。そして、支払い終わりますと、下水道使用料も下げられることも考えられます。

しかし、工事が落ち着いた頃、下水道の維持管理費等の問題が出てきますので、一概に言えないところです。

ここしばらくは、使用料を少し上げさせていただかないと、一般会計に大きな負担が掛かってしまうのではないかという感じは受けております。その辺は、来年辺りは、皆さんとじっくり検討させていただきたいと思います。

委員：金額を決めるのはどういうプロセスで決まるのですか。例えば、平成24年度124.5

円となっていますけれども、この金額を決めるのは、どういうプロセスで決まるのですか。

事務局：使用料は、この審議会の中で議論していただき、必要と判断されれば、議会に諮って決めていただくことになります。

委員：最終的には、議会ですね。

事務局：審議会で議論していただき、答申という形で、この辺が妥当だろうという事でもいただいたものを、議会に上げて、使用料として徴収させていただき、そういう流れになっております。

委員：使用料を上げて、一枚目の資料を見てみますと、使用料がおおよそ 3,300 万円増えているにもかかわらず、平成 24 年度では繰入金は減っていない。

これは、見ていると、歳出歳入で比べていくと、非常に分かり難いのが、公債費というのがあって 2,000 万円くらい増えている、こういう要素があるので繰入金に影響しているのかなというのがあるのですけれども、実際には、これは、接続率が上がり、収入が増えると、繰入金は割合だけじゃなくて絶対額が減るのでしょうか。

事務局：今のところ、過去に一生懸命工事をやってきた公債費、借金の返済をしております。今、汚水幹線工事をしておりますので、どうしてもその分吸収されてしまいます。

ただ、先ほど申し上げましたように、改定させていただけなかったならば、その分は確実に一般会計からの繰入金が 3,000 万円ほど増えてしまう、という事でご理解をお願いしたいと思います。

委員：要は、新しく作るのと、経常的な経費と分けて考えていかなければならないと思うのです。現在新しく枝線を作るのが減ってきているにもかかわらず、繰入金は増えてきている。接続率が増えて収入が上がっているのに、繰入金が一向に減らない。繰入金の計算方法が分からないので、議論してもしょうがないのですけれども、これは、多分に公債費というものが大きく影響しているのですかね。

事務局：そうですね、影響は大きいですね。これは過去に集中的に二宮町の場合、やりましたので、その返済が今ちょうどピークを迎えています。

委員：繰入金のピークも迎えているという事ですね。

もう一つ、資料 3 の総務省は、150 円に上げろと、言っているわけですよね、使用料を、 m^3 当たり。これでやっても 78.5% になるのですが、これって、150 円という計算が、全く管渠を作らなくなって、平常状態になった時に、こうやると、100% を想定して、150 円と決めているのですか。

事務局：総務省等の資料を見てみますと、本来は、当然 100% 使用料で賄われなければいけないのですけれども、それではあまりにも利用者の負担が大きいという事で、他の料金と勘案しながら、150 円を一つの目安としたらどうですか、というような内容の 150 円なのです。ただ、これはですね、二宮は直接関係ないのですけれども、ある市

町村の交付税の算定の一つの目安となっているようです。

委員：というのは、全部作り終えて、経費回収率は100%になるのが理想ですよ。受益者負担の立場から。おそらく100%になるべきものですよ。そうすると繰入金も無い。これが理想だと思うのですけれども、それを想定して150円というのが、目安なのかとお聞きしたのです。そうしないと、限りなく使用料が上がるのではないかと。

事務局：繰入金には、当然、下水道会計でもらっている繰入金もあります。雨水の関係は公費で、あの税金でやりなさいということなのですね。その部分については当然もらっている部分なので、一般会計繰入金が全く無くなるという事は無いと思いますけれども、今のような極端に依存している状況は無くなると思います。

委員：消費税は、どうなりますか。

事務局：消費税は、とりあえず法的には、5%から8%に上がります。3月末に検針を受けたお宅は次の検針が2か月後にあります。そういった場合には、経過措置が設けられておまして、年度の4月1日以前から4月30日までの間に検針されるものについては、前の消費税率、5%の消費税率で消費税を掛けなさいという風な形で経過措置が設定されております。

委員：具体的には、何月の支払から影響が出てきますか。

事務局：奇数月の支払が一番影響を心配される場所です。4月30日以降に初めて料金確定するものについてから8%という形になります。

委員：4月30日までに確定したら、旧税率ですか。

事務局：旧税率で課税されます。

委員：具体的な支払、何月の支払から、新しい税率になるのかを教えてください、それでいいですよ。

事務局：3月使用した部分が含まれているものは、原則5%の徴収で、少し得をするというような形になります。それ以降は8%。4月1日は、原則なのですから、3月使用した部分が含まれている料金につきましては、5%が原則です。例外はありますけれども、そういう風に覚えていただければ結構かと思えます。

委員：2か月ずつ払うのですか。3月分がよく分からないのですけれども。

事務局：4月1日をまたぐものがあるのです。3月使用した部分で4月以降払う部分については5%。そうしたら、4月に使ったものも5%になります。

委員：検針のシステムがよく分からないのですよ。例えば、4月なら4月で支払う料金というのは何月に検針したものが対象になるのか。

事務局：支払いは偶数月、奇数月あるのですけれども、地域によって違います。既にまとまったものがありますので、例を含めて、資料の説明をさせていただきます。少し休憩を……。

会 長：では、休憩とします。

会 長：再開します。

事務局：今、お手元に配らせていただいた資料で説明させていただきます。隔月、一番上の表で、偶数月という事なのですけれども、これは、2月、3月使用した人が4月に検針する場合は、4月分の検針は5%です。それから、4月から使っている分は、当然8%ということになります。奇数月の場合は、3月、4月に使ったものを5月に検針する場合は、5%。当然5月からのものは8%ということになります。一番下が毎月検針のものなのですけれども、3月と4月検針のものは5%、下の表は、8%という事で、ただこれは原則ですので、若干例外がありますが、ほとんどはこのパターンに当てはまります。以上です。

委 員：1か月、差が付いてしまうのですね。

事務局：多少得する人がいるという事なのですけれども。

会 長：他の方でご質問があったならば。

委 員：少し参考にお訊きしたいのですが、毎月検針とは、どういうものでしょうか。

事務局：ほとんど公共機関、役場関係とかです。

会 長：他に、ございますか。

委 員：受益者負担金なのですけれども、接続率が増えていくと、接続されていない区域が減っていきますね、それでもなおかつ受益者負担金というのは一定なのですか。

事務局：そうですね、受益者負担金は下水道工事の一部を負担していただくというもので、下水道を整備していくことにつきましては、全て同額、そして、二宮町はコンパクトな町でそんなに違いはないだろうという事で1㎡当たり、450円です。

会 長：他にございますか。ありませんか。

無いようですので、予定の議題は、全て終了いたしました。議長の職を解いていただきまして、進行を事務局に戻します。

事務局：事務局から2点ほどございまして、1点目は皆様、任期満了に伴いまして、先日継続意向について一般公募の方、確認させていただきました。さしあたって、一般公募の方、1名から、退任の申し出がございましたので、この1名の方につきましては、3月号のお知らせ版、又は町のホームページ等で公募いたしたいと思えます。

もう1点。本日の会議の内容につきましては、前回同様、内規に従い準備ができ次第、皆様に確認していただき、町のホームページで公開させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

会 長：それでは、予定の議題を全て終了いたしました。

司 会：会長、どうもありがとうございました。最後に、本年3月末をもちまして、委員の皆様には2年の任期が満了となりますので、都市経済部長より挨拶をさせていた

できます。

部長：委員の皆様には、二宮町の下水道事業推進のために貴重なご意見、ご審議いただきまして、どうもありがとうございました。今お話があった通り、皆様には3月末をもって任期満了という中ですね、引き続きやっていただける方、また、お辞めになる方もいるようです。二宮町の中期ビジョン、平成33年3月までの10年間の計画、実現を目指して、それに引き続きまして、経営の健全化を図るための中期的な経営目標である中期経営計画の策定、これを25年3月にご審議いただきまして、策定することができました。今後もこれに沿ってですね、二宮町の下水道事業を推進してまいりたいと考えています。改めまして、今年度をもって退任される委員の皆様には感謝を申し上げます。引き続き、またご審議いただける皆様に対しても、非常にご協力いただきありがとうございました。現在、下水道事業のこれからの課題としましては、市街化区域の整備、これを平成31年度までに終了していくという予定でございますが、非常に国の財源等も厳しくなっております。財源の確保をしながら、まずは、市街化区域の終了を目指し、そして、その後に、市街化調整区域をどのように整備を進めていくのか、この辺も今後の審議会の議論としてよろしくお願ひしたいと思ひます。また、平成24年7月に改定いたしました下水道使用料金、これにつきましても、受益者負担の原則から更に150円という、国の総務省が示す金額を目指しまして、見直しありきではなく、見直しの必要性を更にご議論いただくことが大きな課題となっております。いずれにしましても、今後とも二宮町の下水道事業の発展のために更なるお力添えをお願い申し上げまして、簡単でございますが、あいさつに代えさせていただきます。任期中はどうもありがとうございました。

司会：部長、ありがとうございました。

以上をもちまして、平成25年度第2回二宮町下水道運営審議会を閉会させていただきます。皆様、ありがとうございました。